

事業主の皆さまへ

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

改正
内容
1

非正規労働者の方の
雇用保険の適用範囲の拡大

短時間就労者、派遣労働者の雇用保険の適用範囲が拡大しました。

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以上の雇用見込みがあること ● 1週間の所定労働時間が20時間以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 31日以上の雇用見込みがあること ● 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

※「31日以上の雇用見込みがあること」とは…

○31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することになります。

○このため、例えば次の場合には雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31日未満での雇止めのみ示がないとき
- 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用規約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

改正
内容
2

雇用保険料率の変更

失業等給付に係る雇用保険料率が変わりました。
※新料率は左の通りですので、賃金よりの控除計算等にご注意ください。

【雇用保険率表】

区分	改正前(平成21年度確定)			改正後(平成22年度概算)		
	保険率	事業主負担分	被保険者負担分	保険率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	$\frac{11}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$	$\frac{4}{1,000}$	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{9.5}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$
農林水産・清酒製造業	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{10.5}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$
建設業	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$	$\frac{5}{1,000}$	$\frac{18.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$

お問い合わせ／静岡労働局労働保険徴収課 TEL:054-254-6316